

地方独立行政法人（試験研究型）の出資 ～イノベーション創出促進～ (地方独立行政法人法改正 令和2年9月10日施行)

全国

改正前

- 地方独立行政法人は、大型研究プロジェクトや企業等と共同研究を実施しており、これまで、研究成果の社会実装とイノベーション創出の担い手として期待されるベンチャー企業の創出と成長支援を行っている。
- この役割を一層果たすためには、運営費交付金等の限られた資金以外の自主財源の拡充が必要であるが、現行制度では、技術支援対価やライセンス料収入等の収入源に限定されている。

ニーズ

国立研究開発法人と同様に、試験研究を行う地方独立行政法人においても、「ベンチャー企業の成長支援」、「研究開発成果による自主財源の獲得」及び「更なる研究開発力の強化」という好循環を実現したい。



改正後

- 地方独立行政法人法第21条第1号の地方独立行政法人（試験研究型）の業務の範囲に、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」の国立研究開発法人の業務の範囲になり、以下の者等に対して出資を行うことを追加する。
 - ①ベンチャー企業による研究開発等
 - ②ベンチャーキャピタル等による支援事業
 - ③技術移転機関等による産学連携機能を果たす事業
- 成果活用事業者（当該試験研究地方独立行政法人の試験研究の成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者）の発行した株式又は新株予約権の取得及び保有を可能とする。



効果

- ベンチャー企業を通して、出資元の研究成果が社会に還元されることにより、国民の生活の質を向上するイノベーションの創出に寄与する。
- ベンチャー企業の成長を促進し、出資元へも利益が還元される。それにより、自主財源の拡充が実現し、更なる研究開発力の強化・プロジェクトや研究の進展という好循環が構築される。
- 継続的な支援を通じて、産業集積が促進され、地域経済の活性化が図られるとともに、雇用の確保・拡大につながることを期待できる。